

令和4年12月1日（木）

第3回磐田市地域福祉推進会議資料

**（素案）**

**第4次磐田市地域福祉計画**

**第4次磐田市地域福祉活動計画**

**（令和5年度～令和8年度）**

**磐田市・磐田市社会福祉協議会**

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
  - (1) 地域共生社会の実現
  - (2) 地域課題の複雑化・複合化
  - (3) 新たな社会的課題への対応（ウィズ／アフター コロナ）
3. 計画の位置づけ
  - (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係
  - (2) 関連計画との関係性
4. 計画の期間
5. 地域福祉活動を推進するための「地域」（圏域）の考え方
6. 計画の策定体制
  - (1) 計画策定にかかるアンケートの実施
  - (2) 地域福祉懇談会の開催
  - (3) 福祉関係団体との懇談会
  - (4) 地域福祉推進会議での計画の検討
  - (5) パブリックコメントの実施

## 第2章 磐田市の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計からみる現状
2. 市民アンケート調査からからみる現状
  - (1) 調査の概要
  - (2) 調査結果
3. 地域福祉懇談会からみる現状

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

本計画では前計画の基本理念を受け継ぎ、以下のように基本理念を掲げます。

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり  
～安心できるまち 磐田～

近年、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化をはじめとする社会情勢の変容を背景として、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など、様々な分野の課題が重なりあう制度の狭間の問題が顕在化しており、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる方々のふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共通の課題として受け止め、人や地域のネットワークで互いに補いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要です。

また、市の総合計画のまちの将来像として「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田～今までも、これからもずっと磐田～」、まちの基本理念として『未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます』と定められています。さらに、「5つの安心プロジェクト」（「子どもたちの安心」、「暮らしと健康の安心」、「まちづくりと防災への安心」、「未来と仕事の安心」、「安心できる磐田市役所づくり」）により、「安心できるまち、人が集まるまち磐田市」に向けた取り組みを進めています。

第4次磐田市地域福祉（活動）計画」では、総合計画のまちの将来像等を念頭にしながら、地域共生社会の実現を目指していきます。

地域共生社会とは、「地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。

今後、地域共生社会の実現を図っていくためには、すべての市民が、家族や近所との温かな絆を保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支え合うことが大切です。そして、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが大切になります。地域共生社会の実現を図る事で、誰もが安心して暮らすことができるまち磐田を目指していきます。

## 2. 計画の基本目標

基本理念を具現化するため、3つの基本施策を設定します。

### 基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域における福祉活動を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心をもち、正しく理解した上で、地域活動やボランティアなどの担い手の輪を広げていくことが必要です。

地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実するとともに、ボランティアに関心のある市民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組むことで、市民一人ひとりの社会参加を促進し、将来の地域福祉を担う人づくりを進めます。

### 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり

今後も、行政・専門機関による既存のサービスだけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が小規模多機能自治による住民主体のまちづくりを進めることがますます重要になります。

地域での孤立を防ぎ、困った時に助け合うことができるよう、さまざまな世代や主体とのふれあい・交流できる場を通して地域のつながりを広げるとともに、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が「自分の事」として参加し、人と人が世代や分野を超えてつながる環境づくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する福祉ニーズに corres 応えるために、市民、福祉関係団体、事業者、行政などとの連携・協力を推進することで、地域での見守り体制づくりや、支え合いのネットワークづくりを強化します。

### 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化する中、それらの福祉課題を解決するためには、あらゆる福祉課題を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。各種相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的な支援を行う体制整備を進めます。

また、若者や子どもたち、世代や性別、国籍を超えて、誰もが人格や意思を尊重され、自分らしく地域で生活を送ることができるよう、一人ひとりの権利を守る施策の推進を図ります。

さらに、子どもから高齢者、障がい者など地域に住むすべての人が地域で暮らせる環境づくりを進めるため、交通手段、建物など物理的な障害を取り除く取組みも進めていきます。

### 3. 計画の体系

基本理念

**やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり**  
**～安心できるまち 磐田～**

#### **基本目標1 地域福祉を担う人づくり**

施策の方針

地域福祉の心を育む福祉教育の推進  
生きがいづくりと社会参加の促進  
地域活動・ボランティア活動人材の育成



#### **基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり**

施策の方針

地域でふれあい、交流できる場づくり  
地域での見守り体制づくり  
地域での支え合いのネットワークづくり



#### **基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり**

施策の方針

包括的な支援を行う体制づくり  
自立を支える福祉サービスの向上  
安心して住みやすい生活環境の整備



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を担う人づくり

#### 施策の方針1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進

##### 磐田市の「いま」

○福祉を学ぶ機会の充実や、福祉にかかる情報発信を求める声が多く寄せられました。また、障害者の方や認知症の方などが偏見を持たれない社会を望む人が多く、福祉に関心を持ってもらえるような情報発信や啓発を行う必要があります。

##### 【市民の声】

障害を持つ人(子)とその家族が、偏見をもたれない社会が必要。また、障害だけではなく、認知症など普通に生活をしている中では理解がされにくい病気についても、たくさんの人に理解と知識を得てほしい。(市民アンケート)

##### 施策の方向性

地域での福祉活動や、福祉について学ぶ機会の充実を図ることで、助け合いや思いやりの心を育みます。また、年齢や障害・性別や国籍の有無等にかかわらず、互いを認めつつ地域に住むすべての人たちが相互に連携し、福祉に関心をもつことができる取組を行います。

##### 市民・地域が取り組むこと

- 地域のつながりの大切さに目を向け、福祉についての情報を入手しましょう。
- 年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、地域で交流しましょう。
- 一人ひとりが互いを思いやり、尊重することで偏見や差別をなくしましょう。

##### 行政が取り組むこと

福祉体験や福祉施設の協力を得ながら、福祉への関心を高める事業を実施していきます。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍にとらわれず、偏見や差別のない地域社会をつくるため、一人ひとりの人権意識を高める人権教育・啓発活動に取り組めます。

##### 社協が取り組むこと

福祉の心育成事業助成金、社協職員や障がい者、ボランティアによる福祉教育の実践支援、福祉お助け用品の貸出、地域の多様な団体・機関との連携による取り組み等により、地域福祉教育を充実していきます。

また、社協だよりやホームページなどで市内外に向けて地域福祉活動を広く周知します。

## 行政の主な取組

施策	主な事業名	内容
福祉を学ぶ機会の提供	総合的な学習の時間の活用	小中学校における総合的な学習の時間を活用して福祉体験や福祉施設の訪問等を行う。
	その他事業：☆認知症サポーターの養成	
心のバリアフリーの普及・推進	人権教室	偏見や差別のない地域社会をつくるため、人権擁護委員が行う小中学生を対象とした人権教室に対する活動を支援する。
	その他事業：☆人権教育講演会	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
人権教室のアンケートにおける満足度	85%	90%	人権教室の満足度の向上により、人権教育・啓発活動を推進する。
地域福祉教育の講座開催数	117回	130回	地域ぐるみで幅広い年代の福祉の心の醸成を図る機会をつくる。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域の多様な機関との協働による福祉教育の充実	社会福祉法人や福祉団体・施設、地域づくり協議会福祉部・地区社協等、各種ボランティアと、福祉教育に関する課題共有と協働を推進する。	幼保及び小中学校の学府単位の取り組みと地域福祉関連団体との連携によるモデル地区での先駆的プログラムを推進する。	地域課題の視点に立った福祉教育プログラムを構築する。未来の福祉人材の確保につながるきっかけ作りの場の提供をする。
心のバリアフリーの普及・推進	地域共生社会の啓発を目的とする講座や研修機会を実施。市社協主催の「みんなの福祉教育」、地区社協主催の研修支援を行う。	地区社協など地域福祉活動団体のほか、大学や企業など多様な主体との協働による事業展開を模索する。	地域、学校、企業等、接点が少ない主体同士の協働活動を通して、心のバリアフリーや地域共生社会を具現化する。
広報・啓発活動の充実	社協だより、ホームページ、SNS など、広報媒体を有効活用する。また、社会福祉大会を軸として、社会福祉法人や各種団体の活動啓発の機会とする。	SNS の効果的な活用を実践するため、大学生や20歳代の若者の参画を進め、若年層、勤労者層への働きかけのきっかけをつくる。	地域福祉を日常生活で感じて実践できる市民を増やすため、身近に実践できる活動や幅広い取り組み方があることを広報活動で浸透させる。

## 施策の方針2 生きがいづくりと社会参加の促進

### 磐田市の「いま」

○高齢者が生きがいをもって社会参加する必要性や、高齢者の一人ひとりが元気で過ごすことが大切であるという声が多く寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・ 各人が健康寿命を延ばし、長生きすることが大切。そのためには、生きがいをもって社会と関わる必要がある。(市民アンケート)
- ・ 一人ひとりが元気で、自分のことは自分でできる生活をしていきたい。(地区懇談会)

### 施策の方向性

年齢を重ねても、障がいがあっても、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって安心して暮らし続けることができる環境が大切です。

元気な高齢者がもつ知識や経験を地域社会で活かし、地域福祉の担い手として社会参加することで、自らの健康寿命を延ばし、誰もが生きがいを持って生活できる地域社会を目指します。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 地域活動に興味を持ち、一緒に活動しましょう。
- 老人クラブ、サロン、いきいき百歳体操などに参加して、介護予防、認知症予防を推進するとともに、サロンなどの運営にも積極的に参加しましょう。
- 仲間と一緒に趣味やスポーツを楽しんだり、食生活に気を付けて健康な毎日をすごしましょう。
- 地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう。

#### 行政が取り組むこと

高齢者の生きがいづくると社会参加を図るため、老人クラブ活動を支援します。また、高齢者が人生を豊かに過ごすために、生涯学習やスポーツ・レクリエーション大会を支援します。

また、障害者の社会参加を後押しするため、農福連携をはじめとして事業者と協力しながら障害者の就労支援を進めます。

やさしい日本語の活用をはじめ、外国人市民に効果的な情報発信に努めるなど、男女共同参画・多文化共生のまちづくりを各種団体と協力して進めます。

#### 社協が取り組むこと

誰もが安心して暮らせる地域づくりのきっかけとして「地域共生型の居場所」を志向します。加齢や病気や障がいによる不自由さを持つ方、子育て世代等も、誰もが出番と役割と生きがいを感じられて、自分らしさを活かして参加できる取り組みを広げます。それらの活動が、地域のつながりに基づいて進められるよう、人材養成やつながりづくりの機会を支援します。



## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
生きがいづくり支援	老人クラブ活動への支援	老人クラブに対して活動費の助成や広報活動を支援する。
	その他事業：☆各種講座を通じた生涯学習の推進 ☆スポーツ・レクリエーションの振興	
社会参加の促進	障害者の就労支援	障がい者の雇用の促進や、就労上必要な生活支援及び職場定着などの一般就労を促進する。また、障害者地域活動支援センターにおいて、障がい者の自立を支援する。
	その他事業：☆社会参加促進講座	
男女共同参画・多文化共生のまちづくり	多文化共生啓発事業	多文化共生推進プランに基づき、市政情報を外国人市民が受け取りやすいよう、やさしい日本語やSNSを積極的に活用し、効果的な情報発信に努める。
	その他事業：☆外国人児童生徒学習サポート教室の推進 ☆男女共同参画講演会	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
就労している障害者	1,069	1,200人	障害者の就労支援を通して、障害者の社会参加を促進する。
社会参加促進講座の参加者数	18	40	自ら楽しみながら地域共生を進める地域活動のリーダーを養成する。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
生きがいづくり支援	地域での介護予防活動、社会参加促進は必須。活動者の高齢化・担い手不足が活動団体全般の課題であるため、既存の活動（シニアクラブ、高齢者サロン、子育てサロン、居場所づくり）のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存活動を再定義し、地域共生の居場所の普及を検討する。生きがいを感じられる機会として、市民が自発的に参加しようとする活動へ転換するための支援を強化する。多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	出番と役割と生きがいがあり、自ら求めて活動をしたくなるような居場所づくりとなるよう継続して支援する。その活動を担うリーダー養成として社会参加促進講座を市と共催し、他の一般市民の参加拡大も図る。

<p>心の支援・ひきこもり支援</p>	<p>精神面に不安のある方の通いの場の一つとして心に寄り添うサロンの充実を図る。また、ひきこもり支援について、市や関係機関と連携しボランティアを中心に理解者を養成する取り組みを検討する。</p>	<p>理解を深めた住民ボランティアによって、当事者やその家族の居場所や活躍の場が創出・運営されている。</p>	<p>精神障がいや発達障がい、ひきこもりといった、生きづらさを抱える当事者やその家族が地域の中で孤立せず受け入れられ、理解者が学びを生かし、自身でできることで社会に貢献していく。</p>
---------------------	---	---	---

### 施策の方針3 地域活動・ボランティア活動人材の育成

#### 磐田市の「いま」

○地区懇談会等では、ボランティア団体、高齢者サロンなど地域で活動している多くの団体で担い手の高齢化や新たな担い手の確保が難しい状況にあり、運営の継続を危ぶまれる声が多く寄せられました。

#### 【市民の声】

高齢者サロンの担い手が不足しており、新たな担い手もみつからない。また、運営にかかわるボランティアは高齢化しており、活動を継続するためには、担い手の確保が早急に必要である。(地区懇談会)

#### 施策の方向性

地域福祉を進める担い手は、地域に住むすべての人たちです。地域活動やボランティア活動を継続して行うことができるよう、地域を支える人材やボランティア活動に取り組む人材の育成を図ります。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 「自分にもできそう」、「やってみたい」と思えるボランティアを見つけましょう。
- 友達や仲間を誘い、ボランティアに参加してみましょう。
- ボランティア活動の後継者を育成していきましょう。
- ボランティア活動は担い手の負担にならないように活動しましょう。

#### 行政が取り組むこと

地区社協や地域づくり協議会福祉部会への支援や、ボランティア登録制度を推進するための啓発活動などを通じてボランティアの育成と確保を進めます。

また、キャラバンメイトによる認知症サポーターの養成などにより、地域福祉の担い手づくりを進めます。

#### 社協が取り組むこと

幅広い年代や、多様な活動機会を支援するため、ボランティア活動の参加機会の拡大と、地域福祉活動の「サロン・見守り・生活支援」の活動内容に応じた支援、幅広い共同募金運動など、活動参加の機会を拡大させます。また、ICT活用や災害ボランティアなど、新たに必要とされる事項に対応できる人材育成を強化します。

## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
ボランティアの育成と確保	☆地区社協・地域づくり協議会福祉部会の地域福祉活動への支援・助成	地区社協や地域づくり協議会福祉部会へ活動費を助成する。また、地区社協連絡協議会へ参加し、必要な情報提供を行う。
	その他事業：☆ボランティア登録制度の推進 ☆災害時におけるボランティアの確保	
地域福祉の担い手づくり	【再掲】認知症サポーターの養成	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する。
	その他事業：☆小・中・高・大学との連携事業	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
ボランティア登録制度の登録者数	個人 37人 団体 13団体	個人 80人 団体 30団	ボランティア活動の担い手を確保するため、ボランティア登録者を増やす。
地域せいかつ応援倶楽部の実施地区	8地区	11地区	地域住民による互助活動として、日常生活支援の取り組みを進める。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
ボランティアの育成と確保	市民活動センターと共に進めるボランティア登録制度と、既存のほっとな地域づくり仕掛人の融合を検討する。また、大学等との事業連携強化、ICTに対応できる人材の育成事業を推進する。	大学等との事業連携による若い世代のボランティア活動の参加促進。ICTに対応できる人材を増やすための事業の継続。	ボランティア登録制度を基盤としたボランティア人材の一元管理。ICTを活用しリアルタイムでボランティア情報を得られる機会を確保。ボランティア活動の参加機会の充実と幅広い年代の人材確保。
地域福祉の担い手づくり	地区社協等のもとで活動する福祉委員の位置づけ強化。地区の課題解決の主力として継続支援。市・地域せいかつ応援倶楽部では、地域課題の把握と担い手育成をする。地区社協及び福祉委員の活動の三大活動	福祉委員等の担い手による小地域福祉ネットワークの見守り活動が浸透するよう研修を充実させる。また、市内各地で地域せいかつ応援倶楽部等の生活支援活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その	地区社協や福祉委員、地域せいかつ応援倶楽部に関わる担い手の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。

	として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	
知識や技術の専門家に対応できる人材育成	担い手・リーダー養成事業を再構築し、持続可能な人材育成を推進。ICT活用など新たな活動様式に対応する人材を育成。過去の講座後の自主グループ支援を継続し、多様化するニーズに対応。	担い手・リーダー人材の知識や技術の研修を行い、市民の視点で地域福祉活動に関わる人材を養成する。	地域福祉活動にICTを上手に取り入れ担い手、リーダーが有効なネットワークを構築し、情報共有・相談ができる仕組みを進める。
災害時におけるボランティアの確保	令和4年台風15号被害の対応を振り返り、災害ボランティアコーディネーターと連携を強化し、ボランティア登録した市民に対して研修機会を提供する。また、災害時に技術ボランティアとして活動できる人材の育成をする。	災害ボランティアセンターの運営をテーマとして、災害ボランティアコーディネーター、防災・減災の活動団体、技術系NPOなどのゆるやかなつながりづくりをする。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、多様な人材が関わることができる協働の場づくりをする。
共同募金運動への参画による人材確保と育成	若い世代に対し、学校・街頭募金活動への積極的な参加を促すため、福祉教育プログラムに「共同募金」を位置づけ、理解と協力が得られる仕組みを構築する。	令和5・6年度から継続して共同募金プログラムを実施するとともに街頭募金活動やグッズ作成などの協働できる活動を提案し、実活動の推進を図る。	市内の半数以上の小・中・高等学校で共同募金運動が展開され、校内での募金活動や街頭募金への参加協力、ポスターや募金箱等啓発グッズ作成など、多種多様な手法で共同募金運動に関わる。

## 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり

### 施策の方針1 地域でふれあい、交流できる場づくり

#### 磐田市の「いま」

○高齢の親の介護やコロナ禍などで、外出機会や人とふれあう機会が減り、人との交流や居場所を求める声が多く寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・コロナ禍以降、人との交流ができなくなった。近所の高齢者仲間と定期的に出て井戸端会議ができるような場所がほしい。（市民アンケート）
- ・月1回の高齢者サロンではなく、いつでも利用できる常設された居場所がほしい。（市民アンケート）

#### 施策の方向性

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に集える場所があり、交流活動に参加できる地域づくりを進めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 交流センターなどの公共施設のほかにも公会堂などを活用しましょう。
- 子どもからお年寄りまでが気軽に集える場として、サロン活動やこども食堂などの活動を広めていきましょう。
- 年齢や性別を問わず参加しやすい企画や場づくりに努めましょう。
- 遊び場、憩いの場の危険箇所を修繕したり、花壇を作ったり、交流の場としてより親しみの持てる地域の場づくりを進めましょう。

#### 行政が取り組むこと

交流センターを拠点とした健康づくり、介護予防、相談、見守りなどの地域福祉を推進します。

また、地域やNPO、ボランティア、事業所などと連携して、地区の公会堂や事業所等の施設の一部を活用した居場所づくりを進めるとともに、いきいき百歳体操やサロンなどの自主的な取り組みに対して支援します。さらに、民間企業から提案を求めるなど、官民連携による介護予防事業にも取り組みます。

#### 社協が取り組むこと

人と情報が交わる拠点となり多様なボランティアニーズに対応できるよう、関係機関との連携とボランティアセンターの機能を強化します。また、既存のシニアクラブや高齢者サロン、子育てサロンなどの交流活動に対して、地域共生を意識した取り組みとなるよう、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行います。

## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
地域福祉の拠点づくり	地域の健康づくり	交流センターを拠点に地域の健康づくりを支援する。
	その他事業：☆交流センターの利用促進	
通いの場（居場所づくり）	住民主体の通いの場創出支援	高齢者の生きがいつくりや介護予防、地域での見守り・支援の仕組みづくりのため、高齢者サロンの活動費を助成する。
	その他事業：☆いきいき百歳体操	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
介護予防に関する普及啓発回数	78回	246回	健康づくりを専門職が支援し、介護予防活動を育成支援する。
多世代交流を含む活動団体数	42団体	60団体	既存活動団体へ、多世代・地域共生を含む活動を行うよう支援する。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域福祉活動・ボランティア活動拠点の活用促進	ボランティア活動の拠点として、相談できる場、情報を発信する場としてセンターを充実させる。ボランティア登録者の増加、相談やコーディネートの実施のため、SNSの活用など、情報収集と発信方法を検討する。	SNSを活用したボランティア情報の発信で、リアルタイムで情報を発信する。多様なニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化していく。	多様なボランティアニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化する。相談やコーディネートの充実や、SNSを活用した積極的な情報発信をする。
地域内交流に参加できる機会づくり	シニアクラブやサロンなどの高齢者の通いの場、子育てサロンなど、従来の対象や枠組みにとらわれない居場所づくりの活動について、支援のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	世代や属性を超えて住民同士が交流できる居場所づくりを推進し、地域づくりと個人の幸せの実現を目指す。その取り組みを通して、地域全体の社会関係資本の醸成を図る。

## 施策の方針2 地域での見守り体制づくり

### 磐田市の「いま」

○地区懇談会では、独居高齢者や地域とのつながりのない高齢者の見守りを課題と考える声が多く寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・ウォーキングすることで、地域住民の異変（草が生い茂っている、新聞がたまっているなど）に気付くことができ、地域の見守りにつながる。（地区懇談会）
- ・地域とのつながりがない独居高齢者の見守りは、大きな課題である。（地区懇談会）

### 施策の方向性

日頃から、お互いの顔の見える関係を構築し、あいさつが交わせるご近所づきあいや声かけ、見守りなどを行うことで、支援を必要とする人が孤立することなく、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

また、ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする方を把握し、向こう三軒両隣で普段から見守りが出来る地域を目指します。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 子どもたちの見守り、防犯活動を地域全体で取り組みましょう。
- 高齢者や障がい者の孤立を防ぐため、普段から見守り、声かけをしましょう。
- 日頃から地域での防災意識を高めましょう。
- 近所の結びつきを活性化し、認知症の見守り体制を進めましょう。
- 防犯情報等の入手に努めましょう。

#### 行政が取り組むこと

民生委員・児童委員、地域づくり協議会、認知症サポーターが行う見守り活動など、地域住民への見守り活動を通して、必要な支援につなげるように実施団体との連携を進めます。

また、災害時要配慮者支援体制の整備や、地域づくり協議会を中心とした地域防犯活動を支援します。

#### 社協が取り組むこと

地区社協等のもとで関係する委員や地域住民が連携する等、各地区の実情に合わせて小地域での見守り活動が展開できるよう、生活支援コーディネーターが伴走して支援をします。

また、日頃の取り組みが災害時にも活かせるよう、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進します。



## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
見守り活動の推進	民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会との連携により、地域住民の見守り活動を推進する。
	その他事業：☆地区見守り活動の推進 ☆【再掲】認知症サポーターの養成 ☆認知症カフェの開設支援 ☆緊急通報システム	
自殺を防ぐ見守り体制の推進	ゲートキーパー養成研修	自殺のサインに気づき必要な支援につなげられるゲートキーパー養成研修を実施する。
災害時要配慮者支援体制の整備	避難行動要支援者名簿の作成	民生委員児童委員協議会や自治会、自主防災会と協力して、災害時要配慮者の個別計画の作成を推進する。
地域の防犯活動への支援	青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動などの支援	地域づくり協議会への活動費や、講習会開催の活動を支援する。
	その他事業：☆街頭啓発などの活動への支援 ☆振り込み詐欺対策や不審者情報の発信	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
避難行動要支援者個別避難計画作成率	81.5%	100%	個別避難計画作成により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保する。
災害ボランティアセンターに関わる市民	51人	90人	災害ボランティアコーディネーターの他、災害支援を行う人材育成をする。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
見守り活動の推進	地区社協のもとで福祉委員、サロン、自治会、シニアクラブ、民生委員・児童委員等が連携して実施する見守りや声かけを支援する。活動の具体化や活性化にむけた相談支援を行う。地域福祉活動の三大活動として「サロン・見守り・	サロンが市内全域に浸透したのと同様に、地区の事情に合った取組みで小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	地区社協、福祉委員、民生委員・児童委員、シニアクラブ等の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。見守り活動を通して把握できた個別のニーズを地域課題の解決に反映させる。住民によるネットワークと専門職のネッ

	生活支援」を整理し一連の流れを示す。		トワークの協働による活動展開を行う。
災害ボランティア活動支援体制の整備	様々な災害に柔軟に対応するため、市や関係機関・団体との連携や災害時の協力に関する協定締結を進める。また、災害ボランティアセンター立ち上げなど優先の取組事項を整理し、事業継続計画や防災計画に反映させる。	水害や震災などさまざまな被害の想定をした災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。市や関係機関、団体等の参加による実践的な訓練を行い、得られた課題を検証する。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進する。

## 施策の方針3 地域での支え合いのネットワークづくり

### 磐田市の「いま」

○近所づきあいを大切にすべきという声や、地域の事業者や施設と連携して、地域の支え合いを進めるべきという声が多く寄せられました。一方で、近所づきあいや自治会活動が煩わしいという声も多く寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・近所づきあいがなく情報がない世帯については、近所からの情報が重要。地区の高齢者施設や障害者施設などと連携して、支え合いを進めるべきである。（地区懇談会）
- ・自治会活動や子ども会など、地域の活動が多すぎる。子どもの習い事なども忙しく、近所づきあいする余裕がない。（市民アンケート）

### 施策の方向性

地域住民と事業所、専門職などが連携し、それぞれの立場や役割を理解してネットワークを強化する中で、支援の必要な人や地域における福祉課題を見逃さず、適切な活動につなげられる地域を目指します。

#### 市民・地域が取り組むこと

- あいさつをするなどして、近所づきあいを大切にしましょう。
- 地域づくり協議会の活動に地域の生活課題を解決していく仕組みを設け、地域の特性にあった活動に計画的に取り組みましょう。
- 地域の住民と事業所、専門職の交流を深め、連携づくりをすすめましょう。

#### 行政が取り組むこと

社会福祉協議会や地域づくり協議会への支援、生活支援コーディネーターの配置などにより、地域福祉推進体制を強化しながら、地域課題解決に向けて取り組みます。

また、市民の異変に気付いた際には、地域包括支援センターと連携し、安否確認や支援につなぐ取組を実施します。

#### 社協が取り組むこと

地区社協等のもとでの小地域福祉ネットワークとして、見守り活動を支援します。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を目指します。生活支援コーディネーターが調整役となり、関係する地域住民や役員、専門職の連携が進むよう、地域づくりの業務に取り組みます。

## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
地域福祉推進体制の強化	生活支援コーディネーターの配置	地域資源やニーズを把握して、住民同士の助け合い活動を支援する。
	その他事業：☆地域ケア会議の推進 ☆社会福祉協議会への支援 ☆社会福祉法人等事業者との連携 ☆地区社協（地域づくり協議会）への支援	
孤立しがちな高齢者などの見守り体制を構築	高齢者等見守りネットワーク事業	日頃の業務や活動の中で市民の異変に気付いた際に、地域包括支援センターと連携し安否確認や支援につなぐ取組を実施する。

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
生活支援コーディネーターによる地域資源把握件数	401件	450件	地域資源を把握し、地域の支え合いに関する情報を整備する。
協議体に相当する対話の機会の実施回数	9地区 19回	20地区 40回	地区社協等を中心として、地域課題や解決方法を検討して実行するための話し合いの機会を支援する。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度（ステップ1）	令和7～8年度（ステップ2）	令和8年度末のあるべき姿
地域づくり協議会福祉部等による「小地域福祉ネットワーク・見守り活動」	地区社協内での福祉委員会の位置付けについて、地区ごとの課題解決に向けた支援を行う。他地区の状況を確認、意見交換する場として地区社協等連絡協議会を活用する。市内の状況だけでなく、他市町の先進例等も提供する。	地区社協等の資金面の支援とともに、地域の施設・専門機関と連携し、地区の状況に応じたネットワークを構築し、小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう地区社協等を支援。各地区で展開する協議体の場を活用する。	地区社協等の地域福祉の担い手の参加による地域内の課題把握と活動推進の合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
住民主体の地域包括ケアシステムの構築	地区社協等の生活支援やシニアクラブ・サロン等による介護予防の充実を図るとともに、法人連絡会や障がい者支援ボランティアのネットワークを充実させる。地域の協働でSCの地域づくり活動を活性化する。	住民主体のさまざまな活動の充実を図りながら重層的支援の体制をめざし、施設等と情報の共有を行っていく。	SCによるソーシャルファシリテーションのスキルを充分発揮し、地区社協での協議体、法人連絡会、福祉団体懇談の機会など、対話から生まれるアイデアや共感を活かした地域づくりを推進する。

## 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

### 施策の方針1 包括的な支援を行う体制づくり

#### 磐田市の「いま」

○市民アンケートによると、相談窓口の充実を求める声が多く寄せられました。

○市民アンケートによると、生活上の悩みや不安を相談できるのは、家族や友人が最も多く、専門機関の相談窓口の機能強化と合わせて、市民に相談窓口や専門職等の周知を図る必要があります。

#### 【市民の声】

- ・どこに相談すればよい？ではなく、ここに相談したらなんとかしてもらえる、そんな相談窓口がほしい。複雑に絡んでいる問題を、それぞれの担当部署から回答があるようでは解決するのは難しい。(市民アンケート)

#### 施策の方向性

福祉の分野を超えての情報共有や課題解決を目的として、柔軟に対応できる連携や相談体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を図ります。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 家族や友達をはじめ、地域における身近な人の悩み、困りごとを察知し、相談相手になるようにしましょう。
- 不安や悩みがある場合、一人で悩まずに誰かに相談するよう心掛けましょう。
- 各自が隣近所や民生委員・児童委員等とかわりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心掛けましょう。
- 行政や団体からの福祉情報を周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有しましょう。

#### 行政が取り組むこと

高齢者、障がい者などの属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、解決につなぐために、「こども家庭センター」の設置の検討など、各種相談機関の充実や連携により、包括的相談支援体制を強化します。

また、多機関協働による支援体制の整備等により、重層的な支援体制の整備を進めます。

#### 社協が取り組むこと

重層的支援体制の一環として、既存の制度による解決が困難な制度のはざまの課題対応を検討するため、多様な専門職と課題共有をして解決方法を検討します。そして、個別課題を地域課題に捉え、地区社協等を中心とする話し合いの機会(協議体)で共有し、地域ぐるみの課題解決につなげるための取り組みを進めます。

## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
包括的相談支援体制の強化	地域包括支援センターによる相談	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支えている。電話・来所だけでなく、訪問での相談も実施する。
	その他事業：☆障害者相談支援センターによる相談業務 ☆生活困窮者自立支援事業による相談 ☆成年後見センターによる相談 ☆女性相談室・子ども相談室・子育て世代包括支援センター・発達支援センターはあとによる相談 ☆こども・若者相談センターによる相談 ☆育児サポーター派遣事業	
重層的な支援体制の整備	多機関協働による支援体制の整備	多機関協働による支援体制の整備等により、重層的な支援体制の整備を進める。
	その他事業：【再掲】☆社会福祉法人等事業者との連携	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
地域包括支援センターの相談件数	23,279件	24,000件	地域住民の健康及び生活安定のために必要な援助と、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。
福祉なんでも相談窓口の相談件数	135件	200件	市社協及び市内社会福祉法人との連携により相談対応を行う。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
包括的相談支援体制・重層的な支援体制に基づく事業	重層的支援体制の構築に向けて、福祉なんでも相談窓口の強化、市の関係課担当者や専門職等と柔軟な対応のための連携関係を築く。既存の制度による解決が困難な、制度のはざまの課題対応を検討する。	市社協各係及び地域包括支援センターや他機関専門職による個別支援から得られたニーズをもとに、地域課題へ昇華させるコミュニティソーシャルワーク（CSW）の考え方を実践する。	CSWのフレームに基づき、他の専門職と課題共有をして解決方法を検討する。把握した課題を、地区社協等を中心とする協議体で話し合い、地域での資源開発に活用する。

## 施策の方針2 自立を支える福祉サービスの向上

### 磐田市の「いま」

○市民アンケートなどによると、障がい福祉サービスや、高齢者の在宅福祉サービスの充実を望む声が多く寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・息子に発達障害があります。軽度の知的障害もあります。グレーゾーンです。外見では障がいを持っていることが分かりにくいいため誤解を受けやすい。障がい者の方が守られて普通に生活できるようにしてほしい。(市民アンケート)

### 施策の方向性

地域に住む誰もが公平にサービスを利用できる機会が与えられ、支援が必要な時に必要なサービスが受けられる地域、生活上のちょっとした困りごとを住民同士で支えられる地域を目指します。

また、高齢者や障がい者の日常生活支援の充実、生活困窮者に対する自立支援、成年後見制度の利用促進により、安心して暮らせる地域を目指します。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 広報紙などに掲載された福祉情報を読みましょう。
- 生活上のちょっとした困りごとに対し、住民同士で助け合う方法を考えましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利を守るための制度について、その内容や目的を理解し、必要に応じて利用できるようにしましょう。

#### 行政が取り組むこと

高齢者在宅福祉サービスや障害福祉サービスなどにより、日常生活を支援するとともに、障害者地域活動支援センターや生活困窮者自立支援事業により、障がい者や生活困窮者の自立を支援します。

また、成年後見制度利用促進事業により、認知症などの判断能力が十分でない人を支援します。

#### 社協が取り組むこと

相談機能の充実を基本として、生活困窮者の自立支援、福祉サービス利用援助の推進、成年後見制度の利用促進、法人後見・後見監督等の事業を進めます。相談者の自立の支援につなげるよう、地域での早期把握や見守り体制の構築、生活に困窮されている方や高齢者や障がい者に関わる各種機関との連携による課題解決を進めます。





	う。	る。	世帯への支援体制への協力ができている。
生活困窮者の自立支援	自立相談支援事業の協働受託により、家計相談・支援による自立の支援を担う。 小口福祉資金・県社協生活福祉資金貸付事業は、丁寧な相談対応・償還指導等を行う。	関係機関等と連携しながら、個々の生活困窮者に寄り添う形での自立支援を行う。 貸付制度の相談者・利用者を他制度の利用にも繋げる仕組みを構築する。 地域で取り組む生活困窮者支援に関する情報を収集し、地域に提供する。	新たな自立支援に関する仕組みやサービスを検討している。 貸付制度の相談者・利用者を他制度の利用にも繋げている。 地域での早期把握や見守り体制の構築等、支援の意識づけをするとともに、自立支援事業と連携している地域がある。
福祉サービス利用援助の推進	日常生活自立支援事業の初回相談から利用までの検討手順や職員間の情報共有方法の明確化。 事例検討により支援の振り返りや、職員のスキルアップを図る。	生活支援員の増員、研修の充実。 研修については法人連絡会に適切な講師を依頼する等、連携を深めるとともに事業への理解を推進する。	利用者のありがたい姿を関係者で共有し自己決定を支援する。 支援員に活動へのやりがいを継続して感じてもらえる。
成年後見制度の利用促進（成年後見支援センター受託運営）	広報や講演会等を通し、成年後見制度の周知を強化する。 相談支援機関と専門職団体、家庭裁判所等との連携を促進し、相談機能を充実させる。 市民後見人候補者を養成し、新たな担い手を増やす。 適切な後見人等候補者の選任のため、申立前の受任調整を行う。 親族後見人や市民後見人の活動を支援する体制を構築する。	広報の強化や相談体制の充実により、自ら声を上げにくい人の制度利用がさらに促進できるようにする。 親族後見人や市民後見人が安心して活動できるよう、専門職団体や家庭裁判所等を交え、定期的な研修や交流の機会をつくる。	広報、相談、利用促進、後見人支援の4機能の具体的な実践により、成年後見制度の利用が促進され、高齢者や障害者に関わる各種機関の連携で権利擁護支援体制が充実する。
成年後見制度の利用促進 （法人後見・後見監督等）	支援内容や対応の振り返り等を通して、法人後見の支援手順等の共有化・効率化を図る。 市民後見人移行に伴う後見監督人等を受任しながら、後見監督人業務の手順等を明確にする。	市民後見人養成講座受講修了者に支援員として活動してもらい、経験の蓄積を図る。 後見監督人の辞任に向け、必要な情報整理や関係者のネットワークづくりを進める。	市民後見人の活動人数が拡大する。 支援員に後見活動へのやりがいを継続して感じてもらえる。 後見監督人を辞任することで、独立した市民後見人が誕生する。

# 成年後見制度の利用促進（磐田市成年後見制度利用促進基本計画）

## 1 計画の考え方

### (1) 背景

成年後見制度は、2000年に介護保険制度と同時にスタートしましたが、必要な人に制度利用が進まない現状がありました。

本市では、約48,000人の高齢者のうち、介護認定の原因疾患で約5,000人が認知症とされています。また、療育手帳を所持する知的障がい者は約1,500人、精神保健福祉手帳を所持する精神障がい者は約1,000人います。成年後見制度利用者は約260人（令和4年2月静岡家裁報告）で、判断能力が不十分な人を認知症や障害のある人約7,500人と想定した場合、約3.5%の利用となり、成年後見制度の利用が本市においても十分でないことがわかります。

こうした状況に鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより、市町村は、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めることとされました。

### (2) 計画の目的

磐田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」といいます。）は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含することで、支援が必要な高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができる「地域共生社会」実現の一翼を担うものとして、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用促進だけでなく、権利擁護と地域福祉を一体的に進めることを目指して策定します。

### (3) 基本理念・基本目標・計画期間

地域福祉計画・地域福祉活動計画と理念を共有します。

#### ☆ 理 念

「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり～地域共生社会の実現～」

#### ☆ 基本目標

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標3「自立した生活が送れる支援体制づくり」に位置づけるとともに、以下を基本目標とし、実現を目指します。

「誰ひとり取り残すことのないセーフティネットづくり」  
～全ての人が制度利用できる体制～

☆ 計画期間 令和5年度～令和8年度までの4年間

## 2 権利擁護に関する本市の課題

成年後見制度は、権利擁護支援における重要な手段の一つですが、市民への情報提供の不足等により、制度利用が進まない現状があります。

成年後見制度の利用促進に向け、専門職三士（弁護士、司法書士、社会福祉士）と各相談機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター）、家庭裁判所と懇談し、そこでの意見等から、成年後見制度利用促進と権利擁護推進の課題を共有します。

### 権利擁護の制度周知

- ・成年後見制度の申立てに必要な書類の煩雑さや制度自体の複雑さが利用を妨げている。
- ・必要な人にわかりやすく説明できる機会や場所の提供が必要。
- ・さまざまな広報媒体や組織・機関の活用と周知方法の工夫が必要。

### 権利擁護推進の体制整備

- ・権利擁護に関する相談窓口が多岐にわたり、どこに相談して良いのかわかりにくい。
- ・相談機関の連携の見える化が必要。
- ・相談機関を連携するコーディネート機関が必要。
- ・制度だけでは解決できない課題がある。

### 安心して制度利用できる環境づくり

- ・専門職に限らない市民後見人等の担い手の確保と後見人等への継続的支援が必要。
- ・不祥事報道などから制度の信頼度が薄い。
- ・申立人がいない人の制度利用の促進。
- ・経済的理由等で制度利用を諦めてしまう。

### 本人に寄り添った意思決定支援

- ・根本的な本人の意思決定支援ができていないか。
- ・権利擁護を地域福祉として捉えたチームサポート体制が必要。
- ・本人の総合的な利益保護の観点から、適切な後見人の選任、交代を含めた利用促進体制が必要。

## 3 施策の体系・主な取組・指標

### (1) 権利擁護の普及啓発

#### ① 市民に向けた成年後見制度の普及啓発の強化

- ・各種広報媒体を通じて制度の周知を進めるとともに、市民向け講演会、個別相談会、地域福祉関係の集いや交流センター等での講座などで周知を図ります。

#### ② 関係者・関係機関に対する成年後見制度の普及啓発の強化

- ・医療福祉関係者、金融機関、民生委員児童委員や行政・ライフライン事業窓口など、意思決定支援が必要な人に関わる機会が多い関係者等への制度利用の周知を図ります。

#### 【主な指標】

指標 \ 時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
講演会・講座等実施回数	25回	25回	25回	25回	月2回程度地域講座開催
参加者数（延べ人数）	300人	300人	300人	300人	地域講座1回10人
一般相談件数（実人数）	240人	240人	240人	240人	20人/月

## (2) 権利擁護推進体制の整備

### ① 中核機関としての成年後見支援センターの充実・整備

地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進を担い、地域連携ネットワークの強化を図るため、成年後見支援センター事業の整備を進めます。

### ② 地域連携ネットワークの構築

日常生活圏域では、権利擁護支援が必要な本人の状況に応じ、身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に見守るなど権利擁護の支援チームを組織します。

市圏域では、法律・福祉の専門職に限らず、金融機関やライフライン事業者など、多様な主体の参画のもと、権利擁護支援チームをサポートしたり、権利擁護の地域課題を検討し、課題解決を図ること等を目的とした成年後見制度利用促進協議会を設置します。

### ③ 権利擁護検討会の設置と個別検討会の運用

さまざまな生活支援の相談ケースの中で、権利擁護支援が必要なケースの検討や専門職を含めた相談、成年後見申立に係る受任調整の場として検討会を設置・運営します。個別会議から権利擁護検討会への検討体制を構築します。

#### 【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
成年後見制度利用促進協議会の設置・運営		○	令和5年度末を目途に設置する			
権利擁護検討会の設置		○	令和5年度から成年後見支援センターが実施			
権利擁護支援チーム数（ケース数）※		10件	12件	15件	20件	協議会報告件数

## (3) 安心して制度利用できる環境づくり

### ① 後見人等担い手の確保と信頼の確保

成年後見制度の利用の増加が見込まれる中で、社会貢献の意欲の高い市民が、新たな制度の担い手として活躍できるよう市民後見人養成事業を実施します。

また、後見制度の適正な運営のために、親族後見人や市民後見人等への研修の実施や、権利擁護支援チームによる見守り等により、トラブルの未然防止に努めます。

### ② 必要な人が制度利用できる体制整備

成年後見制度の申立て支援や市長申立てを行うこと、経済的に利用が困難な人のために、報酬助成等を継続することで、必要な人が制度利用できる体制を整備します。

#### 【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
市民後見人候補者養成者数		10人	10人	10人	10人	各年度10人の修了者を確保
市長申立件数		12件	15件	18件	20件	周知拡大に伴い増加を想定
市民後見人受任者数		5人	5人	5人	5人	事業修了者の半数の移行を目標

(4) 本人に寄り添った意思決定支援

① 地域連携ネットワークによる本人支援の推進

個々に寄り添い、本人の意思を丁寧にくみ取った上で、身上保護や意思決定支援を実施できるよう、後見人等を含めた関係者の支援力を高めます。

② 権利擁護検討会議（再掲）での受任調整

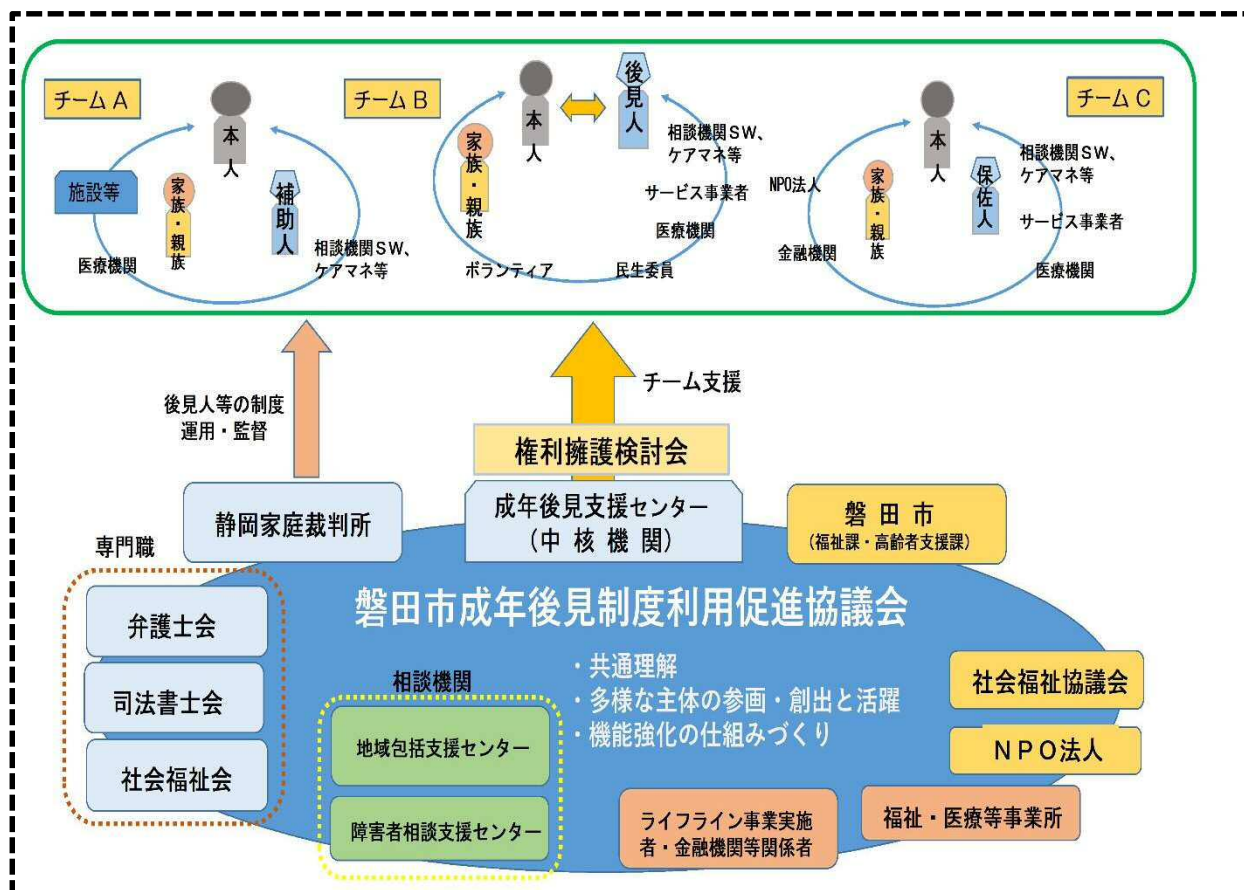
本人の状況に応じて支援方法を模索し、適切な後見人等候補者を選定する（受任調整）とともに、権利擁護支援チームで必要な対応を行っているかのモニタリングを通して、後見人等の交代を含めた検討を行います。

【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
権利擁護研修会の参加者数※		50人	50人	50人	50人	各年度50人の参加者を確保
受任調整件数		10件	12件	15件	20件	権利擁護チーム数と同様
チームモニタリング件数		—	10件	12件	15件	チームごとに実施した件数

※本市の権利擁護体制について、各相談機関、事業所、専門職が共通認識を持って一体的に取り組むための各種研修会を開催する。

■ 磐田市のチーム支援と地域連携ネットワークのイメージ



## 施策の方針3 安心して住みやすい生活環境の整備

### 磐田市の「いま」

○市民アンケートなどによると、デマンド型乗合タクシーの利便性の向上や、デマンド型乗合タクシーの周知が必要との声が寄せられました。

#### 【市民の声】

- ・ 出産や子育てに手厚い自治体になってほしい。(市民アンケート)
- ・ 近くにスーパーもなく、買い物にも行けない。デマンド型乗合タクシーは使いにくいので、デマンド型乗合タクシー以外の移動手段が必要。(地区懇談会)

### 施策の方向性

安心して子育てができるように、子育てサービスの充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人の視点に立ち、誰もが安心して暮らすことができる生活環境や、利用しやすい施設が多くある地域を目指します。

子どもからお年寄りまでが移動手段に困らず、社会参加したりすることができるようなバリアフリーのまちづくりを目指します。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 子育てをしている人は、地域の中で子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。
- 地域の危険箇所をチェックし、関係機関へ情報提供しましょう。
- 地域の公会堂など地域でできるバリアフリー化を進めましょう。
- 移動が困難な人の外出時の同行や移動の手助けをしましょう。

#### 行政が取り組むこと

保健師による妊娠時からの継続した寄り添い型支援や、子育て支援センターの運営などにより、子育てサービスの充実を図ります。

また、デマンド型乗合タクシーや高齢者等タクシー利用料金助成事業により、外出・移動手段の充実と確保を進めます。

公共施設のユニバーサルデザイン化などにより、利用しやすい建物等を確保します。

#### 社協が取り組むこと

地域と連携した子育て支援として、地域団体が行う子育て支援事業(子育てサロン)等への支援を強化します。また、市の専門機関や地域づくり協議会等と連携し、子育ての不安解消のために必要な環境づくりを進めます。

外出・移動手段の充実と確保の取り組みとして、マイクロバス、福祉車両の利用促進を行います。

## 行政の主な取組

施策	事業名	内容
子育てサービスの充実	こども医療費の完全無料化	乳幼児から高校生年代までの入院・通院にかかる医療費を助成し、疾病の早期発見、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図る。
	その他事業：☆子育て支援センターの運営 ☆【再掲】育児サポートセンター派遣事業 ☆包括的子育てサービス	
外出・移動手段の充実と確保	デマンド型乗合タクシー	デマンド型乗合タクシーの運行により、日常生活に必要な移動手段の確保に努める。運行内容の見直しを行い、利便性向上に努める。
	その他事業：☆高齢者等タクシー利用料金助成事業 ☆自主運行バス ☆ボランティア運送など新たな公共交通体系の研究	
利用しやすい建物等の確保	公共施設のユニバーサルデザイン化	公共施設の建替えや改修時については、優先的にユニバーサルデザインへの配慮を推進する。
	その他事業：☆安全な歩行空間の確保	

## 目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
デマンド型乗合タクシー利用者数	36,536人	42,000人	日常生活に必要な移動手段の充実と確保を進める。

## 市社協の主な取組（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域と連携した子育て支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、子育ての不安解消のために必要なことが何か検討する。また福祉団体が行う子育て支援事業（子育てサロン）等への支援を引き続き行う。児童遊び場整備事業は、新設・修繕に加えて点検費用も検討をする。	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を継続するとともに、地域づくり協議会等との連携を強化し、子育ての不安解消のための環境づくりを進める。また、子育てサロン等における多世代交流事業を進め、地域ぐるみの子育て環境につなげる。	自治会や地域づくり協議会・地区社協等と連携し、多世代交流活動を通して、地域共生社会の実現に向けた柱の中心に、子どもと子育ての支援を位置づける。

<p>外出・移動手段の充実と確保</p>	<p>マイクロバス貸出で地域活動の外出機会を支援し、マイクロバス登録運転手の安全運転管理を徹底する。福祉車両貸出では、車いす使用者の外出支援を促進し利便向上を図る。</p>	<p>自動車学校の協力を仰ぎ、マイクロバス登録運転手の安全運転をより強化する。同時に、マイクロバス、福祉車両の利用促進をより一層 PR 強化する。</p>	<p>福祉団体、ボランティアグループ、サロンが安心してマイクロバスを利用できるよう、貸出しを継続する。福祉車両は通院、外出など幅広い外出支援を継続する。</p>
----------------------	--	---	--